

## 議案第4号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

**第1条** 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2号及び第3号、第3条、第4条並びに第6条第6項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。